OM1-CA202-R01 大間原子力発電所 敷地の地質・地質構造(コメント回答 その 15)(シーム S-11 の評価方針) OM1-CA202-R00(2023.10.2 ヒアリング資料)からの主な変更箇所について

	変更箇所(頁等)				
変更箇所 (編, 章等)	2023.10.2 ヒアリング資料	2023.10.12 ヒアリング資料	種別	変更点	变更内容。
はじめに	P.(3)	P.(3)	変更	シーム S-11 の定	基準適合性評価上のシーム S-11 の定義を明確にするために、標題及び説明文を以下のとおり変更した。
Ι.	P.(6)	P.(6)		義	●2023.10.2 ヒアリング資料
2.	P.11~13	P.11~13			・標題・・・シーム S-11 の基準適合性評価上の扱い
					・説明文・・・シーム S-11 の基準適合性評価では、(中略)粘土質の薄層の有る部分/ない部分すべてをシーム S-11 として扱う。
					○2023.10.12 ヒアリング資料
					・標題・・・基準適合性評価上のシーム S-11 の定義
					・説明文・・・シーム S-11 の基準適合性評価では、(中略)粘土質の薄層の有る部分/ない部分すべてをシーム S-11 とする。
はじめに	P.(3)	P.(3)	変更	シーム S-11 の活	【シーム S-11 の活動性評価】の記載を一部修正するとともに、記載の順序を以下のとおり変更した(P.(3), 19)。それに伴い、「断層切断関係に
3.2	P.17~19	P.17~19		動性評価の記載,	よる活動性評価」の頁と「上載地層法による活動性評価」の頁についても記載を一部修正するとともに,頁の順序を入替えた(P.17, 18)。
				記載の順序	●2023.10.2 ヒアリング資料
					・シーム S-11 は,上載地層である M』面段丘堆積物に変位を及ぼしている。よって,この箇所では後期更新世以降の活動が認められる。
					・一方で,シーム S-11 は,後期更新世以降の活動がないcf-3断層に切断されている。よって,この箇所では後期更新世以降の活動が認めら
					れない。
					○2023.10.12 ヒアリング資料
					・シーム S-11 は,後期更新世以降の活動がないcf-3断層に切断されている。よって,後期更新世以降の活動が認められない。
					・一方で,シーム S-11 の一部の箇所には,変状が認められ,上載地層である M ₁ 面段丘堆積物に変位を及ぼしている。よって,この箇所では
					後期更新世以降の活動を否定できない。
はじめに	P.(3), (9)	P.(3), (9)	変更	シーム S-11 の活	●2023.10.2 ヒアリング資料・・・シーム S-11 は,場所により後期更新世以降の活動履歴が異なっている。このため,シーム S-11 全体としては
4.	P.21	P.21		動性評価上の課	活動性評価できない。
				題	○2023.10.12 ヒアリング資料・・・シーム S-11 は、場所により後期更新世以降の活動履歴が異なっている。このため、シーム S-11 全体としては
					活動性を判断できない。
はじめに	P.(4), (5)	P.(4), (5)	変更	用語	資料全体にわたって、以下のとおり「後期更新世以降の活動有り」の表現を「変状有り」に変更した。
П.	P.(9)~(13)	P.(9)~(13)			●2023.10.2 ヒアリング資料・・・「後期更新世以降の活動有りと認定できる箇所」,「後期更新世以降の活動有り/なしを認定できる箇所」
5. 他	P.23~34 他	P.23~34 他			○2023.10.12 ヒアリング資料・・・「変状有りと認定できる箇所」、「変状有り/後期更新世以降の活動なしを認定できる箇所」

	変更箇所(頁等)				
変更箇所	2023.10.2	2023.10.12	種別	変更点	変更内容
(編,章等)	ヒアリング資料	ヒアリング資料			
はじめに	P.(4)	P.(4)	変更	課題への対応策	●2023.10.2 ヒアリング資料
				(iii), (v)の記載	(iii) (ii)で選定した箇所において, (i)で選定した調査・分析項目により各性状を把握する。後期更新世以降の活動有り/なしを認定できる
					箇所で把握した各性状に,違いが現れるかどうかを確認する。
					(v) (iv)で把握した性状と(iii)の性状とを比較する。(後略)
					○2023.10.12 ヒアリング資料
					(iii) (ii)で選定した箇所において, (i)で選定した調査・分析項目により各性状を把握する。性状の違いを確認の上,変状有り/後期更新
					世以降の活動なしを差別化するための指標を検討する。
					(v) (iv)で把握した性状と(ii)の性状とを比較し,指標の確からしさを検証する。(後略)
Ι.	P.(6)	P.(6)	変更	シーム S-11 の概	シーム S-11 に粘土質の薄層,細粒凝灰岩等の全てが含まれることを示す,「今回ご説明」の概念図を追加した。
				念図	
Π.	P.(9)	P.(9)	変更	基準適合性評価	フロー中に示す, 課題への対応策(i)~(vi)のうち, (i)~(ii)が「変位基準により, 変状有り/活動なしを認定できる箇所での指標の検
5.	P.23	P.23	***	の考え方のフロー	計」、(iv)~(vi)が「敷地全体への展開」に該当することを、フローの左側に追記した。
Π.	P.(10)	P.(10)	変更	調査・分析項目の	●2023.10.2 ヒアリング資料・・・(前略)断層の詳細性状の調査で用いられる調査・分析項目を網羅的に選定した。
5.	P.24	P.24		選定の記載	○2023.10.12 ヒアリング資料・・・(前略)断層の詳細性状の調査で用いられる調査・分析項目のうち,性状を差別化できる可能性があるものを 網羅的に選定した。
Π.	P.(10), (12)	P.(10), (12)	変更	調査・分析項目の	調査・分析項目を示す表の最上段に、「露頭の地質観察」を追加した。
5.	P.24, 32	P.24, 32	~~	追加	WHE グル スロ こう・ケス・ス エス (C)・ 西 スペン こう (
補足(5)	P.62	P.62		20,44	
П.	P.(12)	P.(12)	変更	調查·分析結果例	調査・分析結果例を示す表の右側に「差別化の見通しの有る性状」の欄を追加し、各調査・分析項目が性状を差別化するための指標となり得
5.	P.32	P.32			るかについて,現時点の見通しを記載した。
補足(5)	P.62	P.62			
2.	P.13	P.13	変更	コア写真, 試料写	シーム S-11 の定義「シーム S-11 は,細粒凝灰岩(粘土質の薄層有り/なし)又は粗粒凝灰岩等から成る。」に従い,シーム S-11 に粘土質の
3.2	P.17, 18	P.17, 18		真, 法面スケッチ	薄層と,細粒凝灰岩又は粗粒凝灰岩が含まれることが分かるように,コア写真,試料写真及び法面スケッチに明記した。
5.	P.26~29	P.26~29		におけるシーム S-	・コア写真・・・T-2 孔(P.13), SB-008 孔(P.57)
補足(2)	P.41	P.41		11 の範囲	・試料写真・・・Ts-7-12 孔の薄片(P.46),Ts-7-16R 孔の薄片(P.46),Ts-6-B1-1 ブロック試料(P.64, 65, 67, 68),
補足(3)	P.44, 46	P.44, 46			Tf-5a-S-W-5 孔の試料(P.64, 66, 67, 68)
補足(4)	P.49~54, 57	P.49~54, 57			・法面スケッチ・・・Tf-5(a)トレンチ法面(P.17, 28, 41, 53, 54, 63, 84, 85), Tf-5(b)トレンチ法面(P.29), Ts-6 法面(P.18, 26, 44, 49, 50, 63),
	P.59, 60	P.59, 60			Ts-7トレンチ法面(P.27, 51, 52), Ts-8トレンチ法面(P.59,60)
補足(5)	P.63~68	P.63~68			
補足(6)	P.84, 85	P.84, 85			
5.	P.26, 27	P.26, 27	変更	活動性評価の記	●2023.10.2 ヒアリング資料・・・後期更新世以降の活動が認められる。
				載	○2023.10.12 ヒアリング資料・・・後期更新世以降の活動を否定できない。